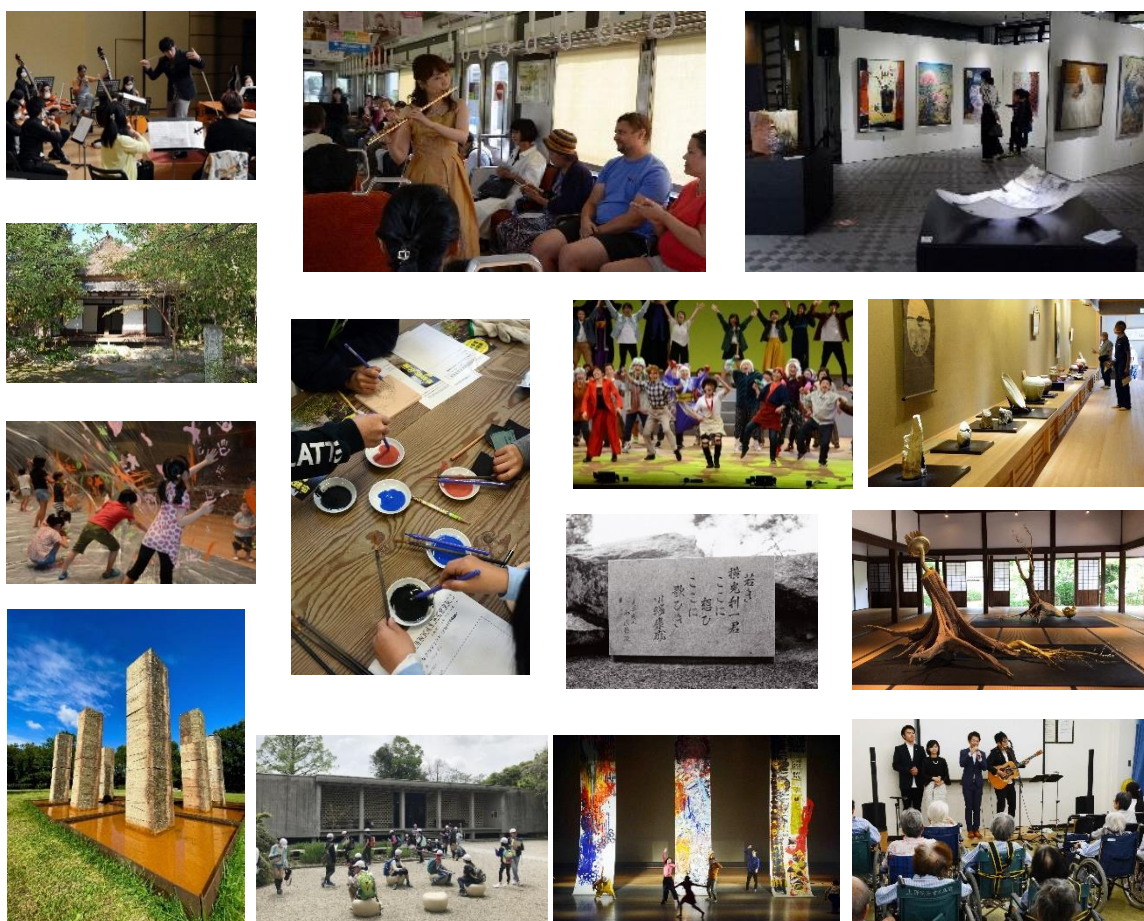


伊賀市文化振興プラン

～「不易流行」が育む 心豊かなひと・まち～

前期実行計画

2021(令和3)年度～2025(令和7)年度



2021(令和3)年5月

伊賀市

はじめに

伊賀市は、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域として、また、交通の要衝として、また江戸時代には城下町や宿場町として栄えてきました。その地理的・歴史的背景から京・大和文化の影響を強く受け、関西圏の一員として独自の文化を醸成し、能を大成した観阿弥の生誕地と言われているほか、俳聖松尾芭蕉や文豪横光利一のふるさととして、さまざまな分野の偉大な文化人が過ごした歴史文化の薫る地域となっています。

2017（平成29）年に施行された「文化芸術基本法」では、文化芸術は、観光、まちづくり、教育、福祉など異なる分野との連携により、その有用性が国づくりや地域づくりにおよぶとしています。また、2019（令和元）年に伊賀市の文化振興の基本理念として策定した「伊賀市文化振興ビジョン」では、文化芸術振興を通じて、人々が豊かに暮らすことができる活力ある持続可能な伊賀市をめざすとしており、この「伊賀市文化振興プラン」はその実行計画と位置付けています。

これで伊賀市には「文化振興条例」、「文化振興審議会」、「文化振興ビジョン・プラン」の3点セットがそろい、文化振興を進めていく軸ができました。

芭蕉さんが俳諧の理念として唱えた「不易流行」。時代を超えて、いつまでも変わらないものを大切にしながら、時代に合わせた新しい文化価値を求める。私たちは、先人たちのたゆまぬ努力によって引き継がれてきた文化を大切にする伊賀市の風土を受け継ぎ、より良く発展させ、そして次世代へ引き継いでいかなければなりません。

皆さん1人ひとりの取り組みがその一助となり、大きなうねりとなって伊賀市の文化振興が推し進められ、結果、ビジョンがめざす伊賀市を実現できるよう、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

2021（令和3）年5月

伊賀市長



伊賀市文化振興プランの策定にあたって

2019（令和元）年に「伊賀市文化振興条例」と「伊賀市文化振興ビジョン」が策定され、この度その2つを受けた実行計画である「伊賀市文化振興プラン（前期計画）」が完成しました。

伊賀市は、三重県内で最も保有文化財数が多く、芭蕉翁をはじめさまざまな文化人を多数生み出した我が国でも指折りの文化都市です。豊かな歴史的資源を有し、多彩な文化的人材を輩出してきた都市でありながら、これまで計画的な文化芸術振興政策が示されていませんでした。

今後は、伊賀市の文化振興の基本指針である「伊賀市文化振興ビジョン」と、基本的な実行計画である「伊賀市文化振興プラン」に沿ってさまざまな取り組みが進められ、年齢、障がいの有無、経済的な状況などに関わらず、すべての市民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造する権利、すなわち市民一人ひとりの人権である文化権の保障に繋がっていくことを期待します。

最後になりましたが、プランについての答申策定にあたっては、たくさんの文化関係者の皆さんに貴重なご意見と提言をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

2021（令和3）年5月

伊賀市文化振興審議会 会長 中川 幾郎

目次

第1章 文化政策について

- 1. 文化政策の確立とその背景 2
- 2. 文化政策の基本となる視点 3
- 3. 文化芸術振興の主体とその取り組み 4
- 4. 文化芸術振興の主体とその主な役割 5

第2章 プラン作成にあたって

- 1. プランの策定趣旨と計画期間 6
- 2. アンケート結果／事業の課題 7
- 3. 課題の分析／解決のための視点 8

第3章 基本目標とプランの体系について

- 1. プランの基本目標／文化の力による社会的課題の解決 9
- 2. プランの体系① 文化政策と基本方針 10
- 3. プランの体系② 施策の方向とプロジェクトによる推進 11
- 4. 主要な施設の位置付け 12

第4章 7つの基本方針と3つのプロジェクト

- 1. 施策推進の図式化について 13
- 2. 基本方針① 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出 14
- 3. 基本方針② 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充 16
- 4. 基本方針③ 担い手や後継者を育成し次世代へと繋ぐ 18
- 5. 基本方針④ 施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備 20
- 6. 基本方針⑤ 歴史と風土が育む文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造 22
- 7. 基本方針⑥ 観光・産業との連携による文化芸術の全国発信 24
- 8. 基本方針⑦ 文化芸術を通じた社会的課題への取り組み 26
- 9. プロジェクト化による総合的な文化振興 28
- 10. プロジェクト①子ども未来プロジェクト 29
- 11. プロジェクト②社会がつながるプロジェクト 30
- 12. プロジェクト③文化まちづくりプロジェクト 31

第5章 プランの推進について

- 1. 評価指標の設定 32
- 2. プランの推進体制 33

第6章 基本方針に基づく主な事業

- 基本方針に基づく主な事業 34

- 資料編 用語の説明 ほか 40

第1章 文化政策について

1. 文化政策の確立とその背景

》》》法の視点と市の文化政策のあゆみ

我が国の文化芸術に関する法律として、文化芸術振興基本法の一部改正により2017（平成29）年に施行された「文化芸術基本法」では、文化芸術の守備範囲が大きく広げられました。単体としての取り組みにとどまらず、観光、まちづくり、教育、福祉など異なる分野との連携による施策を推進することで、文化芸術の有用性が国づくりや地域づくりに及ぶという視点を持った法律となっています。

同法の改正に先立つ2012（平成24）年に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、劇場・音楽堂等が「活力ある社会を構築するための大きな役割を担う」ことや、「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」として期待がかけられています。また、2018（平成30）年に制定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、障害者による鑑賞、創造、発表の拡大・確保を定め、更には多文化共生※に関連して「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」も制定されています。これらの背景には、文化芸術がこれまでの発信力や多様性の枠を超えて、社会の変化を生み出すツールとしての役割を担うとの考え方が反映されていると言えます。

伊賀市においては、国際人権規約に基づく基本的人権の尊重や子どもの権利条約などを踏まえ、上記の各法の趣旨を念頭に、第2次伊賀市総合計画を背景として2018（平成30）年度に「伊賀市文化振興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の策定に着手して以来、文化芸術のまちづくりや文化芸術の振興に関する理念と基本的な方向性を示すための検討が重ねられました。

その結果、2019（令和元）年6月にビジョンが策定されたのをはじめとして「伊賀市文化振興条例」（以下「条例」という。）が同年12月に制定されました。また、2020（令和2）年5月に「伊賀市文化振興審議会」（以下「審議会」という。）が設置され、これにより市の文化政策推進の仕組みが確立されました。文化芸術基本法第7条には、市町村は「文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とあり、これに該当するのが、ビジョンとともにこの「伊賀市文化振興プラン」（以下「プラン」という。）です。

ビジョンは、伊賀が生んだ俳聖・松尾芭蕉が残した言葉にちなんで、～「不易流行」※が育む心豊かなひと・まち～を副題として、「ひと」に関わる市民文化政策と「まち」の文化的な特徴を示す都市文化政策を併せ持った構想となっており、市民、行政、公益文化団体など各主体がより質の高い文化芸術振興のために取り組むべき方向性が、7項目の基本方針に基づいて示されています。

■本プランで用語にアンダーラインと※があるものについては40～41頁で説明を付しています。

2. 文化政策の基本となる視点

》》》「ひと」を育む

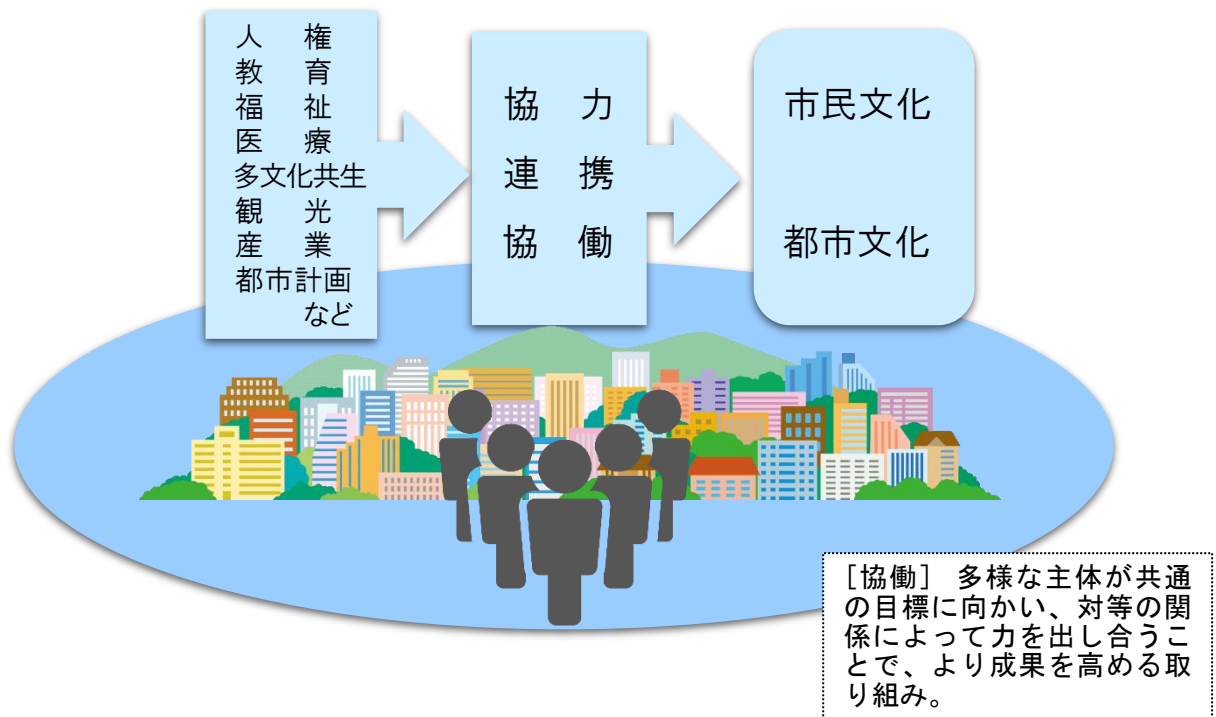
人々の心を豊かにする文化芸術の振興にあたっては、年齢、障がいの有無、経済的な状況および居住する地域、国籍に関係なくすべての市民が文化芸術に触れられる環境が必要となります。人口減少、少子高齢化、担い手不足などに起因するさまざまな社会的・地域的な課題を認識し、文化振興の中で基本的人権を担保しながら課題解決に導くという視点が重要となります。(市民文化政策)

》》》「まち」を育む

また、松尾芭蕉に代表される郷土の先人による文化と歴史を受け継ぐ者としての自覚と誇り（シビックプライド）を抱きながら、文化芸術都市を形成するための特化した施策を選択と集中により実施することによって市内外に情報発信するとともに、文化的アイデンティティ※の確立につなげる視点が重要となります。(都市文化政策)

》》》他分野との連携による施策の推進

これら2つの文化政策の推進においては、文化芸術基本法に新たに加えられた「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」との項目を尊重し、協働の取り組みに留意することが大切となります。



3. 文化芸術振興の主体とその取り組み

ビジョンでは、「市民」「地域」「事業者」「行政」「公益文化団体」を、文化芸術振興に関わる主体と位置付けています。文化芸術の振興のためには、それぞれの主体による協力や連携・協働が欠かせません。プランでは各主体の取り組みを以下のように捉え、協力・連携・協働による市民文化と都市文化の形成を目指します。

》》》市民による文化芸術の振興

市民による文化芸術活動は自由で自発的な行動であり、それぞれが多様に特色を発揮することで、その成果をまちづくりに反映できます。市民と行政とが一定の距離を保ち、文化芸術（活動）が政治的な影響を受けないという関係性（アームズ・レングスの原則※）により、自由でのびやかな活動に励むことができます。

》》》文化芸術を守り生かす地域

地域においては歴史的建造物や伝統文化などの資源を守り、新しい文化芸術を資産として受け入れることが、市民の誇り（シビックプライド）としてまちの魅力や活力へと繋がっていきます。

》》》事業者の文化貢献による地域振興

事業者においては文化芸術が地域経済やコミュニティ形成などに幅広く効用をもたらすことを念頭に、文化芸術活動への支援や参画を通して、市民文化の振興に寄与します。

》》》行政の役割と取り組み

プランに記載する「行政」とは市および教育委員会を指し、行政は市民が主体的に文化芸術活動に参加するための基盤づくり、環境整備を担います。行政内部にあっては、福祉、医療、教育、多文化共生、まちづくり、観光、産業などの各部局・課が取り組む施策と文化政策との接点を見出し、事務事業全般を総合的、効果的に推進します。このため、市文化振興プラン推進庁内会議（仮称）を設置して定例的に開催し、各部局・課の情報交換や横断的な施策連携による取り組みによって、市の課題解決や魅力向上に繋がります。この体制の確立により、従来各部局・課に割り当てられていた予算の統廃合や新たな組み立てが可能となり、市の各種政策実現のための効果的な予算執行に繋がります。

一方、文化情報紙の発行やホームページなどの活用による積極的な情報発信を図り、市民アンケートやヒアリングによる意見収集を適宜行い、ニーズや課題などの把握と解消に努めます。

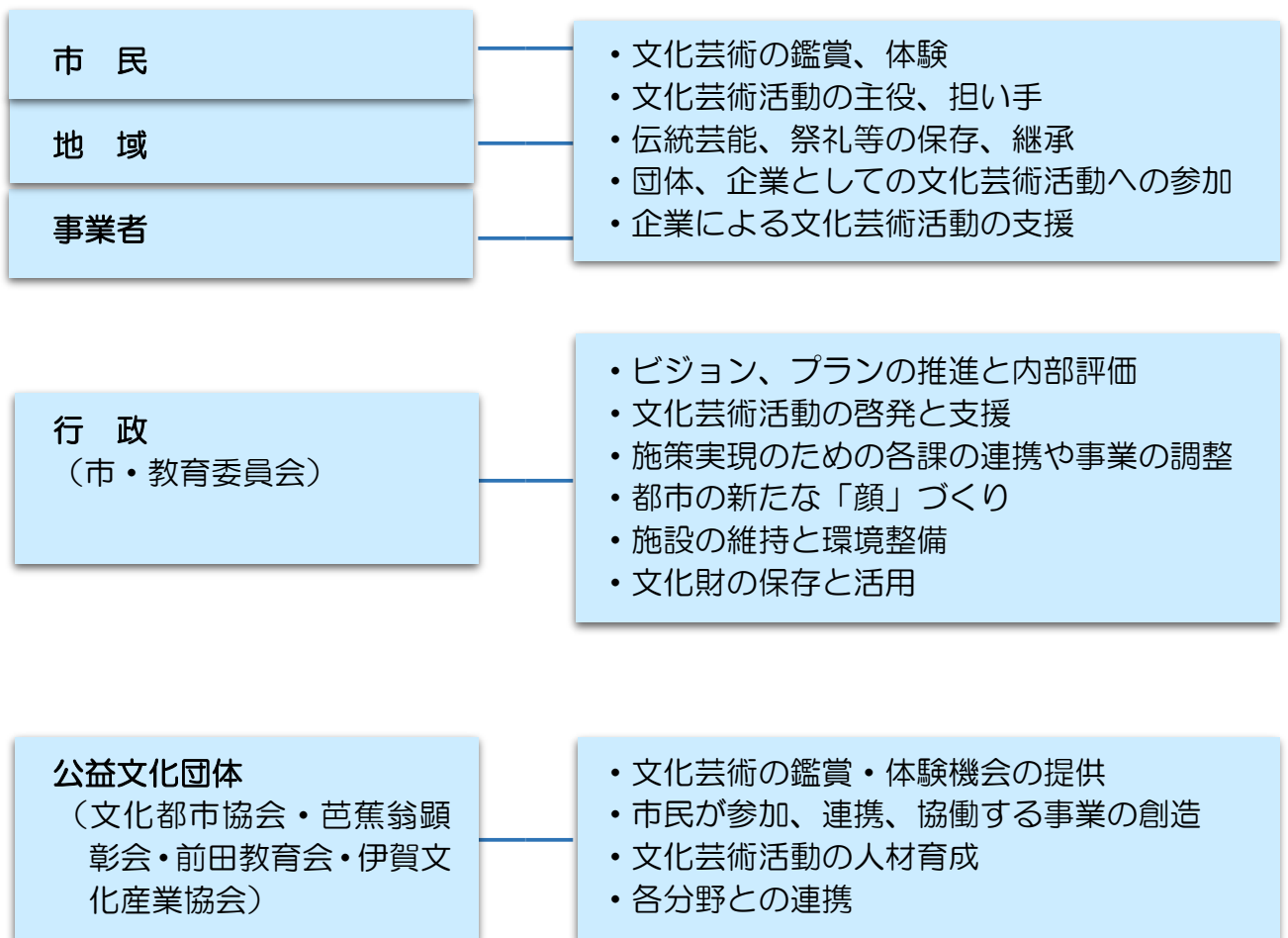
》》》公益文化団体の役割と取り組み

「公益文化団体」は、主に伊賀市文化都市協会（以下「文化都市協会」という。）、芭蕉翁顕彰会、前田教育会、伊賀文化産業協会（いずれも公益財団法人）を指し、公（講）演や作品展示、創作体験等の公益目的事業を通して文化芸術振興に寄与するほか、市内外の文化芸術団体や創造者、観光や産業など異なる様々な分野の関係団体との協力や連携・協働によりまちづくりの推進に取り組みます。また、市が100%出資する文化都市協会は、福祉、医療、多文化共生など各分野との有機的な連携による社会包摂の取り組みや、人材育成や新しい文化芸術の創造などにも取り組みます。

4. 文化芸術振興の主体とその主な役割

文化芸術の振興を担う主体として、「市民」「地域」「事業者」「行政」「公益文化団体」の特徴的な役割を整理すると、主に以下のようになります。これらの主体が有機的に連携することで、より効果的な文化芸術の振興が図られます。

》》》各主体の主な役割



第2章 プラン作成にあたって

1. プランの策定趣旨と計画期間

》》》策定趣旨

今回策定するプランは、条例やビジョンの理念や基本方針を具体化するための実行計画となるものです。条例では「心豊かな市民生活の実現と将来にわたり誇りの持てる伊賀らしさの創造」を目的に掲げ、ビジョンでは文化振興の基本方針として「誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出」「歴史と風土が育んだ文化芸術を継承し、新たな文化芸術を創造する」など7項目が定められています。

プランの立案にあたっては、市民アンケート調査結果から分析したニーズや課題などをもとに、市の各部局・課が取り組んでいる文化関連施策を抽出し、さらに関係諸団体のヒアリングなどを踏まえて各基本方針に照らして文化芸術振興に必要とされる施策を体系的に整理しました。

文化芸術の振興にあたっては、著しい人口の減少傾向、少子高齢化などに伴う社会的な課題、ユニバーサルデザイン、さらには持続可能な開発目標（SDGs）※における17の目標＝下のイラスト参照＝との整合や、感染症対策に伴う新しい生活様式の確立、デジタル社会の実現など多様な変化を視野に含めた施策の推進が求められています。

これらを踏まえるとともに、プランの実行にあたっては各施策に関連する主体や担当部署などを明記したうえで、各部局・課および各団体などとの協力・連携・協働による事業を推進します。



持続可能な開発目標における17の目標(国連開発計画ホームページ)

》》》計画期間

このプランの計画期間は、ビジョンの計画期間に沿うべく2021（令和3）年度を初年度として2025（令和7）年度までの5年間を前期計画とします。その後、2030（令和12）年度までの5年間を対象として計画の見直しを行い、後期計画とします。

計画期間	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
文化振興条例												
文化振興ビジョン												
文化振興プラン												

2. アンケート結果 / 事業の課題

》》》アンケートによる市民の意識

市が2018（平成30）年9月に行った「ビジョン策定のための市民アンケート調査」の結果から、主に以下のような市民意識が浮き彫りとなっています。

優れた文化芸術に触れたり自ら文化活動を行うことを「大切」と考える人が、全世代で8割を超えている。

1年間で6割の人が公演や芸術、歴史的建造物等の鑑賞に出向いているが、一方で、2割の人が子育てや介護、病気、時間・費用不足などの理由で出向けない。

青少年・子どもが文化芸術に親しむために、特に重要なこととして、「学校教育」「アーティストと触れ合える機会の提供」「文化的行事の開催」と回答した人の割合が高い。

》》》さまざまな課題

市内で取り組まれている文化芸術関係の事業について、市の各部局・課や公益文化団体ならびに文化関係諸団体などから聴き取りを含めて調査したところ、主に以下のようなことが課題となっていることがうかがえます。

- ・参加者の世代の偏りが目立つようになった（高齢者の参加が目立つ）。
- ・会場の地理、開催時刻などの制約から参加に限界を感じている。
- ・関係者のみの参加にとどまり、事業の目的や成果が一般に広く伝わっていない。
- ・主催者の高齢化が進み、事業の継続が危ぶまれる。
- ・事業を牽引するリーダーが育たない（役員交代により途切れる）。
- ・事業内容のマンネリ化に対して、新しい発想や手法が見つからない。
- ・同じ趣旨や目的の事業が各地で開かれ統一性や合理性がない。
- ・地域に出向く講座を企画しても、地域住民からの要望がない。
- ・予算や日程等の問題が障壁となって異分野間の事業連携が進まない。
- ・多文化共生の事業は内容によって馴染みにくいものがあり、参加が広がらない。
- ・音楽・演劇の練習・稽古会場が十分になく、料金的にも利用のハードルが高い。
- ・市民から贈られた貴重な資料（史料）が文化振興に役立てられていない。
- ・福祉、医療分野との事業連携が社会的要求となっている。
- ・障がい者による作品等の発表の場の拡充が課題となっている。

3. 課題の分析 / 解決のための視点

》》》 課題の分析

文化芸術に関する施策の推進にあたり、参加者の視点からは文化芸術活動の選別や会場へのアクセス、開催日程、目的の達成状況など様々な課題があります。同様に事業の主催者（実施主体）も、複雑・多岐にわたる課題に直面しています。

それら課題のすべてを解決することが困難であっても、発生源に目を向けることで課題の性質を整理することは可能です。各課題を以下のように3つの事柄に分類してみます。

参加者視点での課題

- ・鑑賞・体験したい文化芸術活動が見当たらない
- ・会場の立地条件が生活実態に合わない
- ・参加したくても(子育て・介護等で)参加できない

状況に由来する課題

- ・主催者メンバーの高齢化によるリーダー不足
- ・練習や稽古のために自由に使える会場が不足
- ・芸術作品等を保管する場所がない

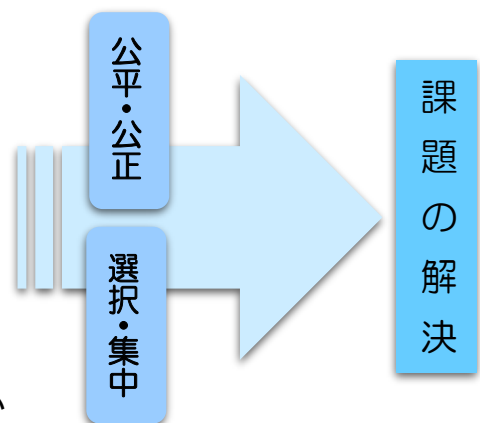
形式に由来する課題

- ・同じ趣旨の事業が散在している
- ・異分野間の連携が行われぬ／機能していない
- ・中期あるいは長期の展望を持っていない

》》》 解決のための視点

課題解決に向けた視点をさらに整理すると、課題が克服できるケースも多くあります。それらの視点を再認識することで、新たな発想による事業の再編や異分野間の連携、さらには新規事業の企画なども可能になると考えられます。

- ・特定のニーズのみを満たすことに終始していないか
- ・参加したくても出来ない者の救済を思考しているか
- ・解決のために他の機関・団体などと協議できているか
- ・事業の目的や成果を展望できているか
- ・社会的課題に対応しているか
- ・必要な人材の確保に着目しているか
- ・同様趣旨の事業を整理できているか
- ・異分野間の連携による事業の成果をイメージできるか
- ・目的を特化した事業はインセンティブ※を持っているか
- ・施設の整備が事業の実行や継続を担保しているか

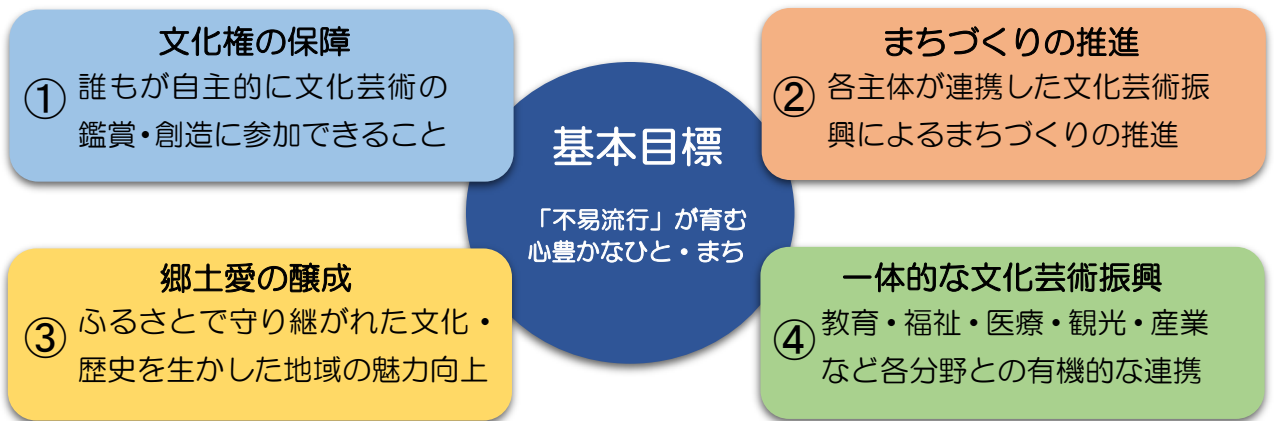


第3章 基本目標とプランの体系について

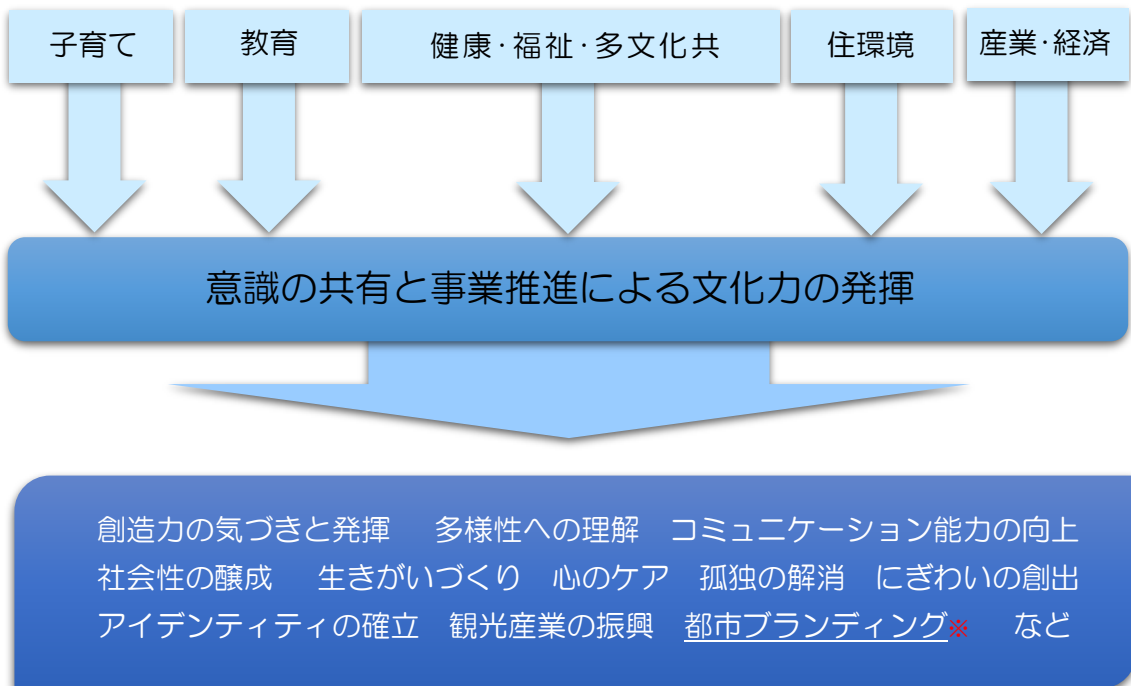
1. プランの基本目標 / 文化の力による社会的課題の解決

》》》4つの基本目標

条例では、市の文化振興の基本理念として①「誰もが鑑賞・創造に参加できるための文化権の保障」、②「各主体の連携によるまちづくりの推進」、③「文化・歴史を生かした地域の魅力向上による郷土愛の醸成」、④「各分野の施策との有機的な連携による一体的な文化芸術振興」の4項目を掲げています。これらをプランの基本目標として位置づけることによって、多様な主体が意識を共有するとともに社会の様々な要請に応じた文化芸術事業を推進し、「文化の力」の発揮による事業成果を社会的課題の解決に繋げようとするものです。



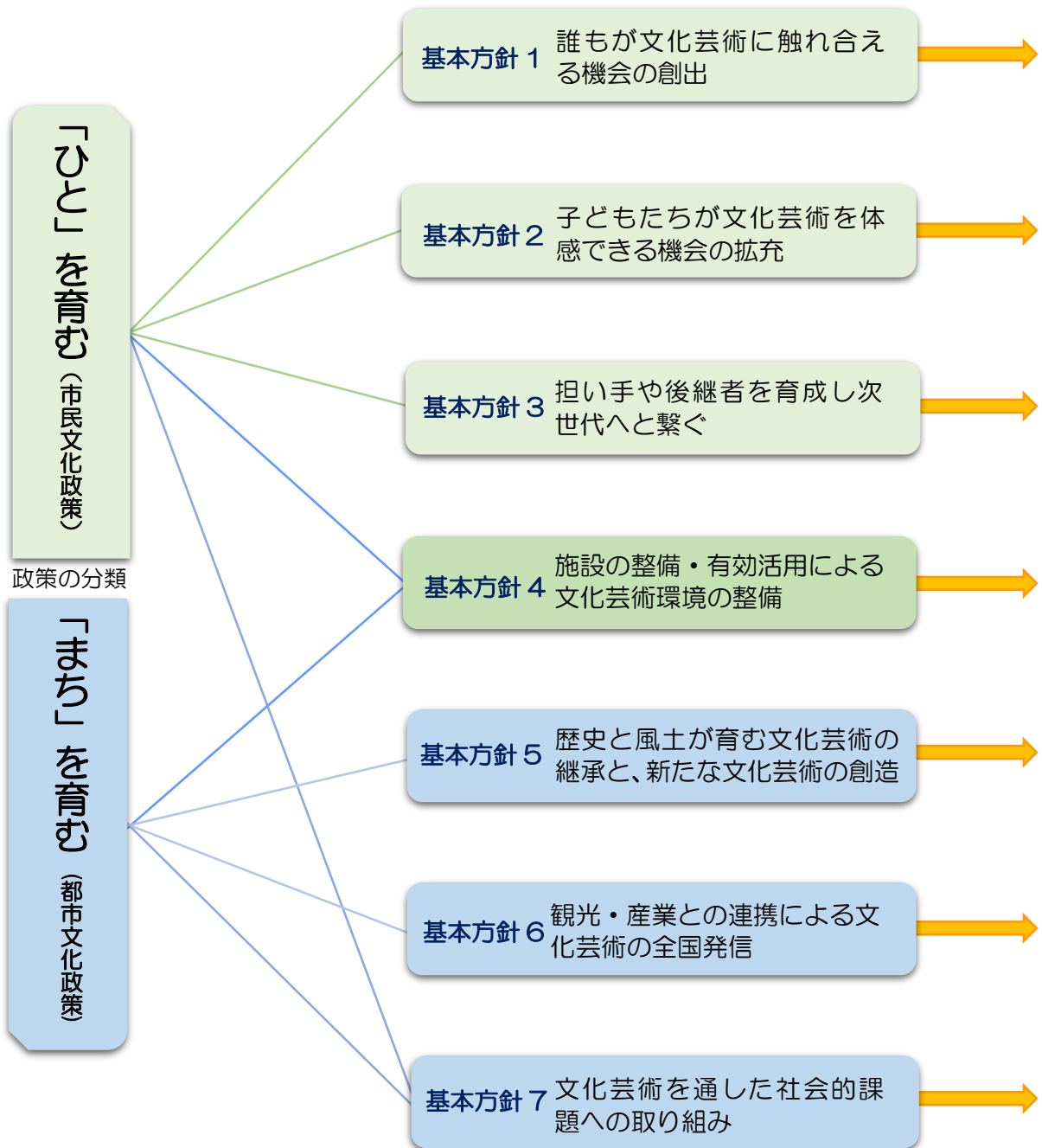
》》》文化の力による社会的課題の解決(イメージ図)



2. プランの体系① 文化政策と基本方針

》》》基本方針に基づいた施策の推進

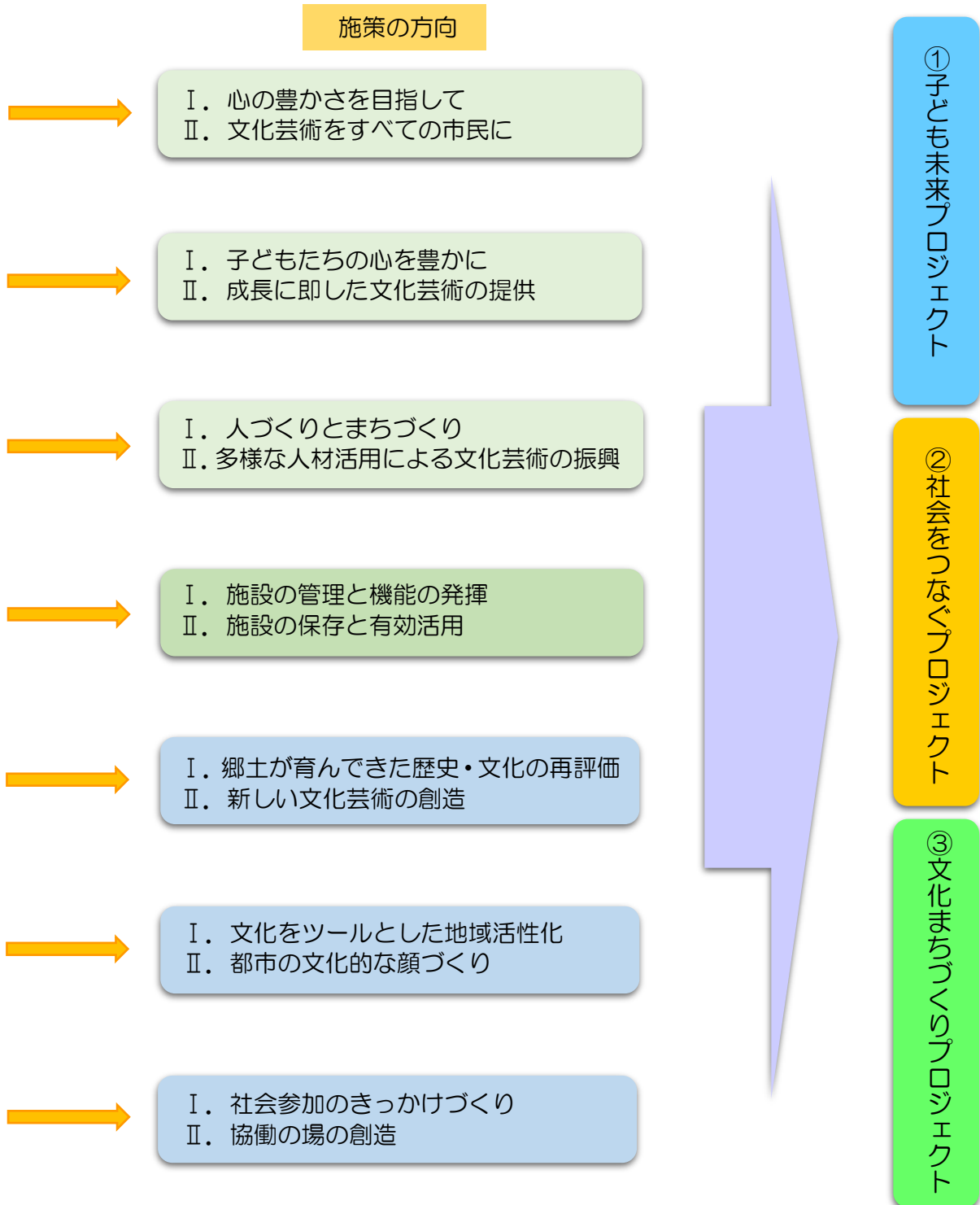
基本目標の実現に向けて、プランではビジョンが掲げる7項目の基本方針に基づいて施策を推進することとします。文化政策（市民文化政策と都市文化政策）と基本方針の関連は以下のように示されます。



3. プランの体系② 施策の方向とプロジェクトによる推進

》》》基本方針ごとに施策の方向を示します

7つの基本方針には、それぞれ施策の方向を2項目ずつ定めて事業の推進を図ります。さらに、目的別に3つのプロジェクトを設定し、総合的な取り組みが図れるようにします。



4. 主要な施設の位置付け

文化活動に供される施設は、心豊かな暮らしを実現する場であり、創造性や自主性を育むとともに、人と人の繋がりを生み出し、ともに生きる絆を形成するための拠点となります。このことを念頭に、市の文化政策を推進するにあたって、主要な施設の機能や役割、利用目的などを以下のように位置付けます。

》》》文化ホール

市内の個々のホールについて、地理的条件や収容人数、過去の活用実績などをもとに、「優れた文化公演の鑑賞の場」「演劇・演奏等の創造・鍛錬の場」「伝統的芸術団体の活動の場」「市内文化団体の活動拠点」など、それぞれが持つ機能や特色を生かした運用が望まれます。同時に、教育や福祉、医療、多文化共生、産業等の分野との連携による総合的な取り組みにより、誰も取り残さないという社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）※を実践するためのプラットフォーム※としての役割を果たす必要があります。



》》》公民館等

社会教育施設である公民館においては、各講座を必要とする立場の人々に等しく普及・浸透を図る視点が重要となります。また、市の他部局・課と同じ目的や内容の事業が実施されている例があることから、文化芸術活動と公民館活動を区別した上で、各部局・課の連携による総合的な推進が求められます。

》》》文化財施設

「指定文化財数が県内最多」という市の文化的特徴を生かすため、それら施設が「文化遺産」としての役割を担うという観点から、積極的な保存とその活用が望まれます。市内でも旧藩校や武家屋敷等での美術展や音楽公演などの活用実績を重ねています。



》》》美術館・図書館

市内には美術館がありませんが、2020（令和2）年6月に「伊賀市 ミュージアム青山 讃頌舎」が開館し、美術品等のまとまった展覧の場ができました。今後も市民に優れた芸術作品の鑑賞機会を提供するとともに、文化芸術の発信拠点としての役割が期待されます。図書館においては、史（資）料の収集・整理はもとより、市民が学びや憩いを求め、交流の場として、市民の教育や文化の発展に寄与します。

第4章 7つの基本方針と3つのプロジェクト

1. 施策推進の図式化について

》》》取り組みを図で表します

プランの推進にあたっては、7項目の基本方針ごとに施策Ⅰおよび施策Ⅱに分けて方向を定めます。その取り組みの様子や関係性を明らかにする上で、以下のように図式化して示すこととします。また、SDGsのアイコンを掲載し、各施策との関連を示します。

■取り組みの主体

市民、地域、事業者が中心となるもの・・・・・・・・・・市民・地域・事業者
 行政（市・教育委員会）が中心となって進めるもの・・・・・・・・・・行政
 公益文化団体が中心となって進めるもの・・・・・・・・・・公益

■取り組みの様態

- ◎……取り組みの主体となるもの（事業の主催者など）
- ……複数の主体が協力・連携・協働するもの
- ……受け手として参加するもの

■図式(記載例)

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・* * 公演、* * 芸術などの鑑賞機会の拡充	□	○	◎
・学校における* * の鑑賞、体験の充実	□	○	◎
・* * による作品の発表の場の拡充	◎	◎	◎

■SDGsの視点(掲載例)



2-1. 基本方針① 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出（施策の方向Ⅰ）

高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代などを含むすべての市民が文化芸術に親しむことができるよう、福祉、医療、教育の各分野と連携を深め、鑑賞・活動の機会を創出します。また、これまで文化芸術と縁が遠かった人が文化芸術を身近に感じられるきっかけとなる機会や場を提供します。

■施策の方向Ⅰ 心の豊かさを目指して

文化芸術は、自由な発想や創造的な活動によって生み出されます。その活動は他人からの干渉を受けるものではなく、自主性と創造性が尊重されるものです。誰もが文化芸術活動の受け手や送り手として参加できるようにし、心の豊かさをもたらされることを目指します。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・生の音楽や舞台芸術などに触れる	◎	○	○
・展覧会などで芸術作品を鑑賞する	◎	○	○
・文化芸術の創造や体験ができる場に参加する	◎	○	○
・市民の自主的な文化芸術活動の取り組み	◎		
・特集コーナー開設などによる読書推進活動(図書館)	□	◎	◎
・文化情報の積極的な発信(情報紙・HP・SNS などによる多様な発信)	○	◎	◎

◎:取り組みの主体 ○:協力・連携・協働するもの □:受け手として参加するもの

《主体(部署や団体)および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・ギャラリー等

行政＝文化交流課・学校教育課・生涯学習課・人権政策課

公益＝文化都市協会・前田教育会・伊賀文化産業協会・芭蕉翁顕彰会・東洋文化資料館
青山讃頌舎



2-2. 基本方針① 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出（施策の方向Ⅱ）

高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代などを含むすべての市民が文化芸術に親しむことができるよう、福祉、医療、教育の各分野と連携を深め、鑑賞・活動の機会を創出します。また、これまで文化芸術と縁が遠かった人が文化芸術を身近に感じられるきっかけとなる機会や場を提供します。

■施策の方向Ⅱ 文化芸術をすべての市民に

外国人を含む全ての市民が希望や誇りを抱けるよう、文化の力によって一人ひとりの存在の違いを認め合う社会の構築を目指します。誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境を高めるため、日常の環境下では文化芸術活動への参加が困難な人たちとの接点を見出します。福祉、医療、教育等の分野と連携しながら、福祉施設や医療機関、学校等へのアウトリーチ※事業を行い、鑑賞や体験、活動の機会を作り出します。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・文化芸術活動への参加が困難な人たちへのアウトリーチ事業の推進	□	○	◎
・障がい者による創作活動の支援や発表の場の確保	◎□	○	◎
・多文化共生への理解を深め外国人住民との交流を図る取り組みの推進	◎	◎	◎
・文化施設の利用が困難な人の現状把握(アンケート等による)		◎	○

◎:取り組みの主体 ○:協力・連携・協働するもの □:受け手として参加するもの

《主体(部署や団体)および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人（福祉施設）・医療機関・国際交流協会・NPO

行政＝文化交流課・医療福祉政策課・介護高齢福祉課・障がい福祉課・市民生活課・人権政策課

公益＝文化都市協会・前田教育会



3-1. 基本方針② 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充（施策の方向Ⅰ）

文化芸術を楽しむ素地を作り、豊かな感性と創造性を育むため、文化芸術の鑑賞や体験、アーティスト等との交流など、文化芸術に親しむ機会を充実させます。また、学校教育との連携強化を図ります。

■施策の方向Ⅰ 子どもたちの心を豊かに

文化芸術は、子どもたちにその力を大きく作用させます。幼い頃から音楽や芸術等に触れたり、体験したりすることによって、想像力や表現力が高まり、豊かな感性が育まれ、人を思いやり、他の存在を認める心の豊かさに繋がるとされています。それが家庭や学校、地域でのコミュニケーションの促進にも繋がることが期待されます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・児童生徒が学校で音楽や伝統芸能などに触れる機会の充実	□	○	◎
・児童生徒が体験を通して文化芸術を学ぶ機会の充実	□	○	◎
・園児、児童生徒による作品の発表の場づくり	□	◎	◎
・図書館に親しみ、読書への意欲を高める事業の拡充	□	◎	○
・読書に親しむためのブックトーク事業の推進	□	◎	○
・伝統芸能や民俗行事への子どもの参加の推進	◎	○	

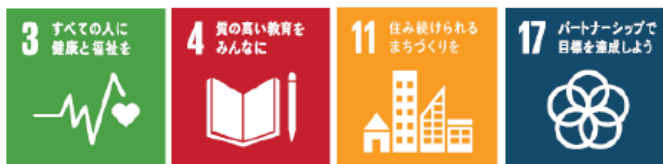
◎:取り組みの主体 ○:協力・連携・協働するもの □:受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人

行政＝学校教育課・図書館・文化財課・文化交流課・保育幼稚園課・こども未来課

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会



3-2. 基本方針② 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充（施策の方向Ⅱ）

文化芸術を楽しむ素地を作り、豊かな感性と創造性を育むため、文化芸術の鑑賞や体験、アーティスト等との交流など、文化芸術に親しむ機会を充実させます。また、学校教育との連携強化を図ります。

■施策の方向Ⅱ 成長に即した文化芸術の提供

子どもたちがより多くの文化芸術に触れるには、文化ホールや学校、公民館等をはじめ、地域行事等で様々な文化芸術に出会う機会をつくる必要があります。それには、乳児期から青年期まで、子どもの成長や興味に即した段階的な幅広い事業に取り組むことが、想像力や表現力の向上に有効と考えられます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・家族で文化芸術と出会う機会を広げる	◎	○	○
・胎児や妊婦に良好な音楽を提供する機会の充実	□	○	◎
・文化芸術を取り入れた子育て支援事業の推進	□	◎	◎
・子どもたちが多様な文化芸術に接し、感受性や表現力が養える場の充実	□	○	◎
・子どもたちを対象にした生涯学習活動の推進	□	◎	

◎: 取り組みの主体 ○: 協力・連携・協働するもの □: 受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人等

行政＝健康推進課・保育幼稚園課・こども未来課・学校教育課・文化交流課・生涯学習課

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会



4-1. 基本方針③ 担い手や後継者を育成し次世代へと繋ぐ（施策の方向Ⅰ）

担い手が減りつつある伝統文化や各分野の後継者が、意欲と誇りを持って活動できるよう、市民、地域、行政、事業者等が、開かれた活動の場を作り、担い手の育成、定着に努めます。

■施策の方向Ⅰ 人づくりとまちづくり

文化芸術活動に携わる人材の確保と育成を進め、地元出身・在住のアーティストが活躍できる社会づくりを目指します。それらの人材が地域イベント等で活躍することによって、まちづくりの取り組みを継続的なものとします。それにより市民の文化に対する関心や意識が高まり、市民が主体的に文化芸術活動に携わる動機となり得ます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・アーティストが活躍できるイベントの開催	□○		◎
・アーティストの活動支援や育成および発表の場の確保		○	◎
・福祉、教育施設などへのアーティストの派遣（公演・ワークショップ）		○	◎
・伝統産業（伊賀焼、伊賀組紐など）の芸術作品としての振興や人材育成	◎	○	◎
・分野連携による事業推進のための各種ボランティアの結成と育成	◎	◎	◎

◎:取り組みの主体 ○:協力・連携・協働するもの □:受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・伝統産業関係団体・社会福祉法人
 行政＝文化交流課・医療福祉政策課・障がい福祉課・保育幼稚園課・商工労働課・
 学校教育課
 公益＝文化都市協会・前田教育会



4-2. 基本方針③ 担い手や後継者を育成し次世代へと繋ぐ（施策の方向Ⅱ）

担い手が減りつつある伝統文化や各分野の後継者が、意欲と誇りを持って活動できるよう、市民、地域、行政、事業者等が、開かれた活動の場を作り、担い手の育成、定着に努めます。

■施策の方向Ⅱ 多様な人材活用による文化芸術の振興

文化をツールとしたまちづくりを推進するには、様々なジャンルにおいて文化活動を効果的に推進できる企画力や実行力を持ったプロデューサーやコーディネーターの育成や活用が必要です。それらの人々が、地元の伝統芸能の保存、継承のための人材として力を発揮するなどして、新たな文化芸術を本市にもたすための役割を果たすこととなります。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・伝統芸能や民俗行事などの人材確保や育成	◎	○	○
・文化芸術活動をプロデュースできる人(組織)の育成と支援	◎		◎
・文化芸術活動に参画できる人材の発掘	◎	○	◎
・アーティストが住み、創り、発表できるまちの創造 [検討]	◎	◎	◎
・伊賀版アーツカウンシル※の創設 [検討]	○	◎	◎

◎:取り組みの主体 ○:協力・連携・協働するもの □:受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・伝統行事関係者・文化芸術団体

行政＝文化交流課・文化財課・中心市街地推進課

公益＝文化都市協会・前田教育会・東洋文化資料館青山讃頌舎



5-1. 基本方針④ 施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備（施策の方向Ⅰ）

市民文化全体の発展を見据え、文化芸術活動を支えるため、効果的、効率的な施設のあり方を検討しながら文化芸術環境づくりを進めます。

■ 施策の方向Ⅰ 施設の管理と機能の発揮

文化施設は、あらゆる年代層の市民が集い、交流することによって、コミュニティ形成のための地域拠点となる可能性を持っています。また、施設を拠点として地域に様々な文化芸術の発信（アウトリーチ活動）をすることも、文化施設の機能のひとつに挙げられます。このため、それぞれの施設の特성에応じて、指定管理者制度など民間活力を生かした効果的、効率的な施設の管理・運営を行い、機能が十分に発揮されるよう取り組みます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・文化施設を利用する人の満足度の向上	□	○	◎
・高齢者や障がい者などの文化芸術活動の充実を図るための環境整備 [検討]		◎	○
・文化芸術活動のための練習や稽古、研鑽の場の確保 [検討]	□	◎	○
・文化財施設の適切な保存管理と積極的な活用		◎	○
・公共文化施設の総合的な活用推進計画の策定 [検討]	○	◎	○

◎: 取り組みの主体 ○: 協力・連携・協働するもの □: 受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

- 市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人
- 行政＝文化交流課・文化財課・医療福祉政策課・総合政策課
- 公益＝文化都市協会・前田教育会



5-2. 基本方針④ 施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備(施策の方向Ⅱ)

市民文化全体の発展を見据え、文化芸術活動を支えるため、効果的、効率的な施設のあり方を検討しながら文化芸術環境づくりを進めます。

■施策の方向Ⅱ 施設の保存と有効活用

本市にある多くの文化財施設はいずれも、貴重な文化遺産であるとの認識のもと、着実な保存と公開に努めます。また、施設を活用した様々な文化芸術活動の積極的な展開によって、地域資源としての価値を市内外に広めます。一方、発掘や寄贈等によって収集された埋蔵文化財や美術品等を集中的に管理するための施設の確保も必要となります。これらの保管品を資料化し、ホームページや冊子、特別展示などで公開することで、文化遺産として次代に引き継ぎます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・歴史的建造物を活用したアート作品の展示や公演活動	□	○	◎
・指定文化財などの貴重な資料・史料の公開(展覧会含む)		◎	○
・公的に収集(寄贈含む)した芸術作品などの保管場所の確保		◎	◎
・収集品の資料化(データベース化)と公開展示		◎	○
・観光や産業の振興につながる文化財施設の有効活用	○	○	◎
・文化ホール、文化施設の改修等		◎	

◎:取り組みの主体 ○:協力・連携・協働するもの □:受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体

行政＝文化財課・文化交流課・観光戦略課・商工労働課

公益＝文化都市協会・前田教育会・伊賀文化産業協会・芭蕉翁顕彰会



6-1. 基本方針⑤ 歴史と風土が育む文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造（施策の方向Ⅰ）

郷土の文化を知り市民の財産として分かち合うことで、伊賀市民としての誇りを育てます。伝統文化を守り先人を顕彰するとともに、先人が残した文化芸術の未来への持続的発展と、新たな文化芸術の創造に向け取り組みます。

■ 施策の方向Ⅰ 郷土が育んできた歴史・文化の再評価

本市は豊かな歴史遺産に恵まれており、生活の一部として引き継がれる民俗文化、伝承芸能、祭礼や行事、さらには地域固有の伝統産品、そして松尾芭蕉に代表される伊賀に生まれ育った先賢とその功績に目を向けることは、わがまちに対する誇り（シビックプライド）を抱くことに繋がります。これらの地域特性をもとにして、伊賀らしい文化の創造と振興を目指します。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・松尾芭蕉の顕彰による俳句のまちづくりの推進	○	◎	◎
・俳句に親しむ事業の推進（講座・吟行・企画展など）	◎□	◎	◎
・郷土の伝統的な祭礼や行事などの保存と継承	◎	○	○
・文化財の適切な保存管理と積極的な活用		◎	○
・文化芸術分野で活躍した先人の顕彰と遺産の活用	◎	◎	◎
・豊かな自然の保全	○	◎	

◎: 取り組みの主体 ○: 協力・連携・協働するもの □: 受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

- 市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・伝統行事保存団体
- 行政＝文化交流課・文化財課・市民生活課
- 公益＝芭蕉翁顕彰会・文化都市協会・前田教育会



6-2. 基本方針⑤ 歴史と風土が育む文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造（施策の方向Ⅱ）

郷土の文化を知り市民の財産として分かち合うことで、伊賀市民としての誇りを育てます。伝統文化を守り先人を顕彰するとともに、先人が残した文化芸術の未来への持続的発展と、新たな文化芸術の創造に向け取り組みます。

■施策の方向Ⅱ 新しい文化芸術の創造

創り手の感性や創造力が発揮された芸術性の高い作品に触れることは、人々に新たな感動を生みます。これら芸術作品の展示を繰り返し行うことで、市民の間に新しい文化芸術としての意識を生むことが可能となります。市民の文化意識の高まりによって、作家が創作拠点として市内に定着するなど、新たな刺激や動きによる文化を中心とした地域づくりの促進や交流の進展が期待されます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・全国レベルの優れた芸術作品の鑑賞機会の拡充	○	◎	◎
・産業界、商業界との連携による芸術作品の展示や公演活動など	◎□	◎	◎
・アーティストが活躍できるイベントの開催 [再掲]	□○		◎
・アーティストが住み、創り、発表できるまちの創造 [再掲]	◎	◎	◎
・新たな分野や表現手法による芸術作品の公開	□	○	◎

◎:取り組みの主体 ○:協力・連携・協働するもの □:受け手として参加するもの

《取り組みの主体および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・事業者・文化芸術団体

行政＝文化交流課・商工労働課・中心市街地推進課・空き家対策室

公益＝文化都市協会・前田教育会



7-1. 基本方針⑥ 観光・産業との連携による文化芸術の全国発信（施策の方向Ⅰ）

文化芸術が育む創造性は、まちの付加価値を高め、都市ブランドを確立します。観光や産業の分野と連携を深め、伊賀市の持つ文化価値を発信します。

■ 施策の方向Ⅰ 文化をツールとした地域活性化

にぎわいや観光など、地域経済の活性化にも繋がる施策に文化の作用を広げることで、相乗効果による地域振興が期待されます。市民、行政、各種団体などの協働によって取り組む従来の事業をさらに推進し、都市の魅力向上や市のイメージアップに繋がります。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・観光事業と文化芸術事業の連携による地域振興	◎	◎	◎
・観光、産業などと文化芸術事業の連携による地域振興	◎	◎	◎
・産業界、商業界との連携による芸術作品の展示や公演活動など [再掲]	◎□	○	◎
・子どもたちの手作り作品が地域や事業者と連携する事業の促進 [検討]	◎	○	◎
・地域検定の推進	◎□	○	○

◎: 取り組みの主体 ○: 協力・連携・協働するもの □: 受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

- 市民・地域・事業者＝観光団体・産業団体・事業者・文化芸術団体
- 行政＝文化交流課・観光戦略課・商工労働課・こども未来課・学校教育課
- 公益＝文化都市協会・前田教育会・伊賀文化産業協会・芭蕉翁顕彰会



7-2. 基本方針⑥ 観光・産業との連携による文化芸術の全国発信（施策の方向Ⅱ）

文化芸術が育む創造性は、まちの付加価値を高め、都市ブランドを確立します。観光や産業の分野と連携を深め、伊賀市の持つ文化価値を発信します。

■施策の方向Ⅱ 都市の文化的な顔づくり

市の知名度、認知度のアップによる都市イメージの向上のため、様々な文化遺産の魅力を市内外に発信するとともに、都市の文化的な「顔づくり」として、誰もが親しめる俳句のまちづくりを進めるため、俳句にまつわる各種の事業を展開します。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・松尾芭蕉の顕彰による俳句のまちづくりの推進 [再掲]	○	◎	◎
・文化情報の積極的な発信(情報紙・HP・SNSなどによる多様な発信)[再掲]	○	◎	◎
・都市文化や市民文化を内外にアピールするための意匠の統一 [検討]	◎	◎	○
・新たな文化芸術の誘導(移入)による都市の新たな顔づくり	◎	◎	◎
・観光や産業の振興につながる文化財施設の有効活用	○	○	◎

◎:取り組みの主体 ○:協力・連携・協働するもの □:受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・事業者

行政＝文化交流課・文化財課・観光戦略課・中心市街地推進課

公益＝芭蕉翁顕彰会・文化都市協会・前田教育会・伊賀文化産業協会



8-1. 基本方針⑦ 文化芸術を通じた社会的課題への取り組み（施策の方向Ⅰ）

市の社会的課題に対して、文化芸術の持つコミュニケーション力や表現力、共感力、想像力等の社会包摂機能を活かし、解決に取り組めます。

■ 施策の方向Ⅰ 社会参加のきっかけづくり

人口減少、少子高齢化、後継者不足などに起因する様々な課題に向き合うため、より多くの人々が参加できる事業を推進します。文化活動に参加することが、コミュニケーションの醸成や社会参加の契機となるよう、文化の有用性に対する市民の理解を高めながら、住みよさや生きがいを実感できる地域づくりを目指します。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・市民の文化芸術活動における協働や共同制作の取り組み	◎	○	○
・総合芸術祭(仮称)の創設による文化交流の促進 [検討]	◎	○	○
・すべての人が文化芸術に出会う機会の創出	□	○	◎
・自主的な生涯学習活動の取り組み	◎	○	○
・市民の生涯学習活動への支援	□	◎	○
・文化芸術イベントなどへの参加による居場所づくり	○	◎	◎

◎: 取り組みの主体 ○: 協力・連携・協働するもの □: 受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体

行政＝文化交流課・総合政策課・市民生活課・生涯学習課・文化財課・医療福祉政策課・健康推進課・こども未来課・学校教育課

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会・伊賀文化産業協会



8-2. 基本方針⑦ 文化芸術を通じた社会的課題への取り組み（施策の方向Ⅱ）

市の社会的課題に対して、文化芸術の持つコミュニケーション力や表現力、共感力、想像力等の社会包摂機能を活かし、解決に取り組みます。

■ 施策の方向Ⅱ 協働の場の創造

障がい者の文化芸術活動の発表の場の確保、文化芸術を通じた多文化共生への取り組み、事業者による文化芸術活動との連携・協力など、それぞれの主体が活発に参加できる場を創造し、様々な主体による新たな協働が市民全体の活力となるよう取り組みます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・福祉、医療、多文化共生などの分野連携による文化芸術活動の推進	□	○	◎
・教育機関との連携による小中学生を対象とした文化芸術活動の推進	□	○	◎
・観光事業と文化芸術事業の連携による地域振興 [再掲]	◎	◎	◎
・文化芸術を中心として様々な立場の人が参画、活動する場の創設 [検討]	◎□	○	◎
・各種ボランティアの連携事業への参画	◎	○	○

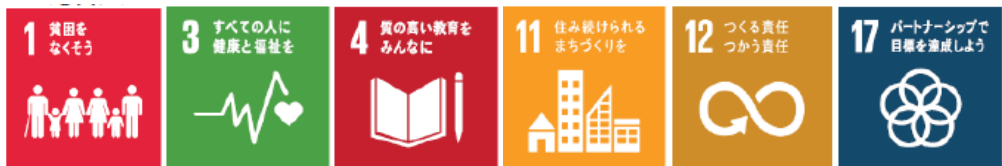
◎: 取り組みの主体 ○: 協力・連携・協働するもの □: 受け手として参加するもの

《主体(部署・団体)および連携・協働する主体》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人・医療機関・観光団体・多文化共生団体・NPO

行政＝文化交流課・医療福祉政策課・障がい福祉課・市民生活課・観光戦略課・健康推進課・こども未来課・学校教育課・生涯学習課・文化財課・人権政策課・商工労働課

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会・伊賀文化産業協会



9. プロジェクト化による総合的な文化振興

》》》3つのプロジェクト

プランでは、ビジョンが掲げる7項目の基本方針に基づいて施策の推進にあたるほか、各施策を適正かつ円滑に推進するための総合的な態勢づくりとして、以下の3つのプロジェクトを新たに設定します。

3プロジェクトは、子どもたちの10年後20年後の将来のために先行投資する「子ども未来プロジェクト」、社会包摂の理念をもとに、あらゆる立場の人々が参画できる市民文化の形成を目指す「社会がつながるプロジェクト」、そして、文化力を地域づくりに繋げるための仕組みの構築を目的とする「文化まちづくりプロジェクト」（いずれもプロジェクト名は仮称）とします。いずれも、プランの計画期間である5年以内に行い、各施策の事業内容に反映しながらその成果を検証し、次期計画期間（5年間）でのブラッシュアップ※などを目指します。

プロジェクト化による総合的な文化振興

1

子ども未来プロジェクト

キーワード：子どもたちの将来への先行投資

2

社会がつながるプロジェクト

キーワード：「文化の力」でひと・まちを結ぶ

3

文化まちづくりプロジェクト

キーワード：地域ネットワークの構築

10. プロジェクト① 子ども未来プロジェクト

1 子ども未来プロジェクト

～子どもたちの将来への先行投資～

■プロジェクトの目的

幼少期の様々な体験は、その子どもにとって将来の礎となることがあります。特に文化芸術の経験は想像力や表現力を高め、多様性が育つという見方があり、子どもたちの成長過程において文化芸術は不可欠の存在となります。

同時に、都市の文化的な成長、あるいは都市全体としての将来を考えたとき、やがて社会を支える子どもたちに本物の音楽や演劇等の鑑賞、創意あふれる優れた芸術作品に触れる機会を保障することが、重要な課題となります。

従って、将来を担う子どもたちのために文化芸術を提供することは、10年後20年後の社会に対する先行投資とも捉えることが出来るのです。

本プロジェクトでは、そうした考え方をもとに、子どもたちに何をどう提供すればより成果を生むか、どのようなサポートが必要かなどの視点を持ちながら、様々なスタイルで子どもたちにアクセスし、将来への期待としたいと考えます。



11. プロジェクト② 社会がつながるプロジェクト

2 社会がつながるプロジェクト

～「文化の力」でひと・まちを結ぶ～

■プロジェクトの目的

文化芸術の特徴のひとつに、多様性（自分の見方・考え方以外のものを受け入れる姿勢）が挙げられます。多様性の尊重は、偏見や差別を排除してすべての人々を包み込むという社会包摂に繋がることから、文化芸術の振興がその一翼を担うとして期待が寄せられています。

文化芸術の営みが発する力をもとに、立場の異なる人々が同じ目的に向かって活動することで、課題を克服し、社会の変化を生む—という考え方です。その実現のためには、文化芸術活動が人々の社会参加のきっかけとなるような仕組みづくりが求められます。

本プロジェクトでは、様々な人々や組織が社会を繋ぐ主体となって参画できる仕組みづくりを目指し、障がい者の文化芸術活動への参加や、文化芸術を通じた多文化共生の取り組みなどを通して、「住みよさの実感」に繋がる市民文化の形成を図ります。



12. プロジェクト③ 文化まちづくりプロジェクト

3 文化まちづくりプロジェクト

～地域ネットワークの構築～

■プロジェクトの目的

文化芸術基本法では「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における有機的な連携」が条文に新たに加えられました。

文化芸術の営みが分野連携によって地域づくりに作用するというこの視点を本市に当てはめると、観光客の増加や地域経済の活性化等のもとより、豊富な歴史・文化遺産に恵まれた本市の特色を生かした事業の展開によって、市民がわがまちに誇りを持つ「シビックプライド」の醸成にも役立ちます。

俳聖・松尾芭蕉の生誕地である本市にとっては、「俳句のまちづくり」を軸としながら、豊富な歴史・文化遺産を生かすための様々な「地域の顔づくり」も求められます。

これらの文化のまちづくりには、市民が培った経験や知見を文化振興に生かすため、様々な主体の連携による新たな協働の仕組みの構築が必要となります。本プロジェクトでは、公益文化団体や実行委員会等が取り組んできた実践手法などを活用し、市民の主体性や横のつながりをまちづくりに生かせるような、より良い協働の姿を目指します。



第5章 プランの推進について

1. 評価指標の設定

》》》 評価指標を定めて成果を見渡します

プランの進行状況を判断するため、3つの評価指標を設け評価と検証を行います。文化芸術の振興に関係する様々な取り組みを推進することで現状値を高め、プランの前期最終年度となる2025（令和7）年度の目標値を右の数値の通りに定めます。

なお、今後の事業展開を踏まえて適宜、評価指標を見直すものとします。

指標①子どもたちのために

過去1年間で、文化ホールや美術館などの文化施設を訪れ、文化芸術に触れ親しんだ子どもの割合

※アンケートからの抽出(対象:小学生～中学生)

41%

※2020(令和2)年調査

→ 60%

《指標設定の理由》 将来の市民文化を支える原動力となるために、子どもたちが多様な文化芸術に触れ、体験する必要がある。

指標②誰もが文化に親しむ

過去1年間で、会場へ赴くなどして文化芸術を鑑賞した人の割合

※市民アンケートからの抽出

59.8%

※2018(平成30)年調査

→ 70%

《指標設定の理由》 文化施設や歴史・文化遺産が市民の身近な存在となり、文化芸術による心の豊かさや生きがいがいづくりに繋げてもらうため、その動向や様態を見守る必要がある。

指標③さまざまに手を繋ぐ

関連する、あるいは分野の異なる組織や団体が連携・協働した事業の年間件数

14件

※2020(令和2)年実績

→ 25件

《指標設定の理由》 文化芸術に限らず、様々な主体が知識や経験を持ち寄って一つの事業に取り組み、より良い効果を生むことで市民の生活向上や都市形成に寄与する必要がある。

2. プランの推進体制

》》》プランを実りあるものにするために

プランの推進にあたっては、市民アンケートや関係団体のヒアリングを軸として、市民文化団体や公益文化団体などによる単体としての事業のほかに、教育、福祉、医療、多文化共生、観光、産業、まちづくりなどの分野との協力・連携・協働によって、成果を市民文化や都市文化の発展につなげます（3ページの図表参照）。そのための具体的な方策として、以下の取り組みを進めます。

■各種団体の意見交換の場を設けます

文化芸術に対する市民（地域や事業者などを含む。以下「市民等」という。）と行政、公益文化団体による意見交換会を定例化し、相互の取り組みに理解を深めるとともに、協力・連携・協働について話し合います。

■文化情報の共有と積極的な発信

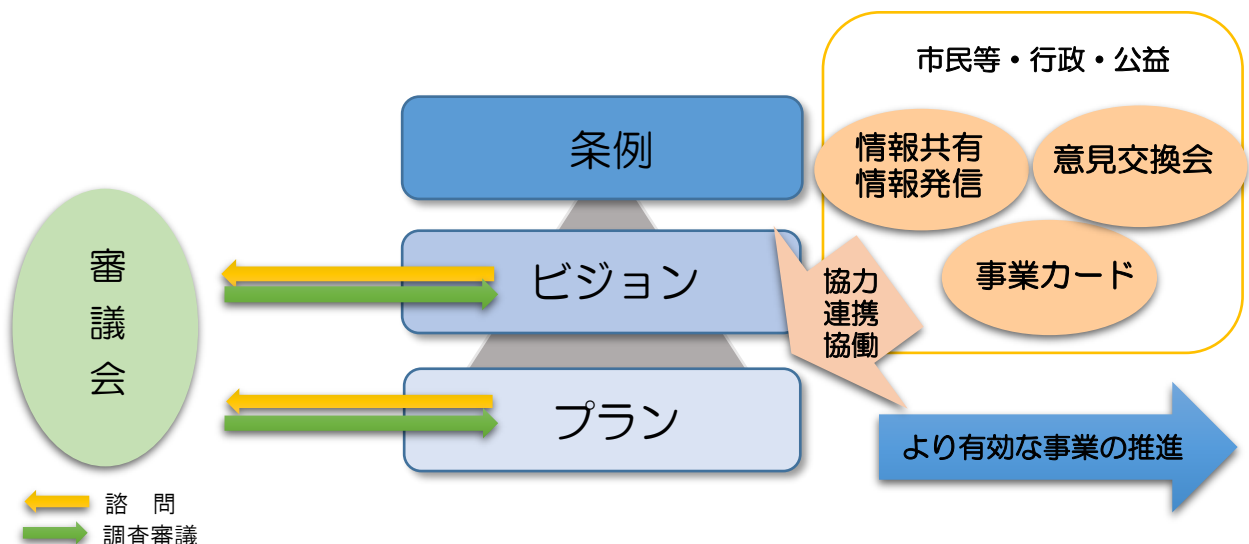
市民等と行政、公益文化団体は事業の告知や参加者募集など、それぞれが情報発信に努めるほか、市のホームページに文化芸術振興のためのコーナーを開設し、広く市民等の意見を集約するとともに、広報活動の共有化によって各主体の連携を深めます。

■事業カードで成果や課題を共有します

市内で行われる各種の文化芸術活動を把握し、その成果や課題を見渡すとともに次年度以降の事業のあり方を検討する資料として、市は取り組みの名前や内容、目的などを記載する「事業カード」（仮称）を作成します。このカードは市民文化団体など誰もが記載・活用できるようにし、回収したカードの記載内容を参考として、行政や公益文化団体の取り組みにも反映します。

》》》プランの評価と進行管理

プランについては、PDCAサイクル※を取り入れた内部評価のほかに、作成時および改訂時においては審議会の事前の調査審議を必要とし、審議会はプランの進行管理を担います。条例やビジョンに基づいた市の文化政策の方向性を逸脱することのないよう、プランに記載のない施策の方向に際しては審議会の調査審議を経るものとします。



第6章 基本方針に基づく主な事業

基本方針に基づく主な事業（1）

7つの基本方針を推進するため、それぞれの施策の方向に沿った事業に取り組みます。既に実施実績がある事業を基本方針や施策の方向に沿って継続するほか、プランの計画期間である5年以内に着手すべき事業や、実現に向けて検討する事業も含まれます。

《一覧表について》

基本方針別に施策の方向（下段のⅠ、Ⅱ）と共に、主な事業を順不同で掲載しています。課（館）の名称があるのは主体が伊賀市であることを示します。公益文化団体については「公益財団法人」等の名称を略しました。

※ここに掲載した事業は本プラン策定時のものです。随時見直した上で追加や変更については、市ホームページに掲載します。

基本方針① 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出		
施策の方向 Ⅰ.心の豊かさを目指して Ⅱ.文化芸術をすべての市民に		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
クラシックのいろは（年4回）	①②	文化都市協会
なるほど〜クラシック（音楽講座・年4回）	①	文化都市協会
市展「いが」	①②③	文化交流課・文化都市協会
ミュージアム青山讃頌舎企画展・特別展	①	文化都市協会・東洋文化資料館青山讃頌舎
伊賀市民文化祭	①②③	文化交流課・実行委員会
先人顕彰のための周年事業（生誕〇周年記念展など）	①②③⑤	文化交流課・文化都市協会
蕉門大学・各種ゼミナール（美術・フォト・キネマ）	①②③⑦	前田教育会
蕉門大学合同作品展	①	前田教育会
邦楽公演「日本の調べ」	①③	前田教育会
洋楽公演（鑑賞・体験）	①②③	前田教育会
楽器体験（ワークショップ）	①②③	文化都市協会
多文化共生センター事業「記念行事」	①②⑦	市民生活課・国際交流協会
同上 「地域住民との交流会」	①②⑦	市民生活課・国際交流協会
同上 「中国の正月」	①②⑦	市民生活課・国際交流協会
同上 「礼儀と茶道教室」	①②⑦	市民生活課・国際交流協会
多文化共生出前講座	①⑦	市民生活課
ナスカの地上絵を描こう&パン作り	①②⑦	市民生活課・依那古探検隊
世界なっ得ゼミナール	①⑦	市民生活課・国際交流協会
音楽療法教室	①⑦	介護高齢福祉課
多文化共生企画「世界の茶文化に触れる」（仮称）	①②⑦	文化都市協会・市民生活課・国際交流協会
同上 「世界の楽器体験ワークショップ」（仮称）	①②⑦	文化都市協会・市民生活課・国際交流協会
同上 「世界の刺繍を学ぶ講座」（仮称）	①⑦	文化都市協会・市民生活課・国際交流協会

基本方針に基づく主な事業（2）

障がい者の社会参加に繋がる作品展	①③⑤⑦	文化都市協会・障がい福祉課・社会福祉法人
高齢者福祉施設へのアウトリーチ	①⑦	文化都市協会・医療福祉政策課・社会福祉法人
病院コンサート（仮称）	①⑦	文化都市協会・医療福祉政策課
伊賀エンゲキ塾	①②③	文化都市協会
落語会（寄席）	①②④	文化都市協会・前田教育会
総合芸術祭の創設[検討]	①②③	文化都市協会・伊賀芸術文化協会等
穂月明氏の遺志により寄贈された作品類の資料化	①	文化交流課・文化都市協会
県立美術館友の会美術セミナー	①⑤	文化交流課
本庁舎ミニギャラリー運営	①③④	文化交流課
銀座ギャラリー展示	①⑦	市民生活課
おうちでアート	①②⑦	生涯学習課
ナイトライブラリー	①②	図書館
夜の図書館体験	①②	図書館

基本方針② 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充		
施策の方向 I.子どもたちの心を豊かに II.成長に即した文化芸術の提供		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
学校への音楽、伝統芸能等のアウトリーチ	②③⑦	教育委員会・文化都市協会
こども俳句教室	②⑤	芭蕉翁顕彰会
多文化共生センター「こども俳句教室」	②⑦	市民生活課
夏休みこども俳句教室	②⑤	芭蕉翁顕彰会
芭蕉翁生誕地のこども「俳句で遊ぶ」	②⑤⑦	芭蕉翁顕彰会
読み聞かせ会	②①③⑦	図書館・生涯学習課
おはなしでんしゃ	②	図書館・生涯学習課
キッズ・アカデミー	②③⑦	文化都市協会
チャイルドクラシックプログラム	②③⑦	文化都市協会・健康推進課・伊賀医師会等
伊賀こどもミュージカル	②①③⑦	文化都市協会
幼稚園・保育所(園)への音楽・創作アウトリーチ	②③⑦	文化都市協会・保育幼稚園課
子育て支援事業における音楽・創作プログラム	②⑦	こども未来課・文化都市協会
陶芸教室（小中学生対象）	②③⑤⑦	商工労働課・観光戦略課
こども蕉門大学	②③⑤	前田教育会
高校生の作品展示（クラブ活動の成果発表）	②①⑤	前田教育会・各高校
ファミリーコンサート	②①	文化都市協会
子どもアートフェスタ（仮称）	②①⑤⑦	文化都市協会・こども未来課・教育委員会他
輝け！いがっ子フォトコンテスト	②①	生涯学習課
こども大学	②	商工労働課・文化都市協会・三重大学

基本方針に基づく主な事業（3）

基本方針③ 担い手や後継者を育成し次世代へと繋ぐ		
施策の方向 I. 人づくりとまちづくり II. 多様な人材活用による文化芸術の振興		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
bimonthly Concert（年6回）	③①②	文化都市協会
新人演奏会inいが	③①②	文化都市協会
青山推薦コンサート	③①②	文化都市協会
中学校吹奏楽オープンリハコンサート	③①②	文化都市協会・吹奏楽連盟
祭り文化の保存と継承	③①②⑤⑦	文化財課・文化交流課・保存会等
獅子神楽の継承活動	③①②⑤⑦	生涯学習課
地域オーケストラの育成支援	③⑤	文化都市協会
タッチ・ザ・スタインウェイ	③	文化都市協会
手作り作家展	③①②	文化都市協会
基本方針④ 施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備		
施策の方向 I. 施設の管理と機能の発揮 II. 施設の保存と有効活用		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
光のART展	④①②	文化都市協会
生活工芸展	④①②	文化都市協会・ギャラリーやまほん
硝子雛展	④①②	文化都市協会・中心市街地推進課
AKAIKE ART GALLERY	④①②	文化都市協会・中心市街地推進課
雛見茶会	④①	文化都市協会・中心市街地推進課
初夏を愉しむ山野草展	④①⑤⑥	文化都市協会・中心市街地推進課
旧小田小学校本館企画展	④①②⑤	文化都市協会・伊賀師友会
ロビー・ホワイエ空間利活用事業	④①②⑤	文化都市協会・前田教育会
病院内ギャラリー（作品展示）	④①③④	前田教育会
芭蕉翁生家改修工事	④⑤	文化交流課
芭蕉翁記念館整備工事	④⑤	文化交流課
文化ホール改修工事	④	文化交流課
その他文化施設改修工事	④	文化交流課

基本方針に基づく主な事業（4）

基本方針⑤ 歴史と風土が育む文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造		
施策の方向 I. 郷土が育んできた歴史・文化の再評価 II. 新しい文化芸術の創造		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
デジタルミュージアム 秘蔵の国 伊賀	⑤①⑥	文化交流課・文化財課・図書館・伊賀上野観光協会
郷土の歴史 夜咄会	⑤①②	図書館
歴史・貴重資料企画展示	⑤①	図書館
芭蕉祭	⑤①②③	文化交流課・芭蕉翁顕彰会
しぐれ忌	⑤①③	文化交流課・芭蕉翁顕彰会・山出区
芭蕉翁記念館企画展・特別展	⑤①②③	文化交流課・芭蕉翁顕彰会
土芳を偲ぶ俳句会	⑤①	文化交流課・芭蕉翁顕彰会
土芳忌追善の講話	⑤	芭蕉翁顕彰会
芭蕉翁俳句懸垂幕掲示	⑤①	文化交流課
文部科学大臣賞選考	⑤	文化交流課
俳句入門講座	⑤①③	芭蕉翁顕彰会
歌枕俳枕講座	⑤①	文化交流課・生涯学習課
連続芭蕉講座	⑤①	芭蕉翁顕彰会
郷土の歴史文学ゼミナール「俳句教室」	⑤①③	前田教育会
上野城薪能	⑤①②④	文化交流課・実行委員会
マイ・ストーリー伊賀（作品公募）	⑤①②	文化交流課・伊賀文学振興会
文学講演会	⑤①②③	文化交流課・伊賀文学振興会
雪解のつどい	⑤①②	文化交流課・実行委員会
松尾芭蕉・横光利一・橋本策 3偉人常設展示	⑤①②③	地域3偉人顕彰会
上野天神祭	⑤①③⑥	文化財課・上野文化美術保存会
上野天神祭お囃子体験会	⑤①②③⑥	文化財課・上野文化美術保存会
親子で歩こう！だんじりを見学しよう！	⑤①②	文化財課・生涯学習課
悠々セミナー	⑤①②	生涯学習課
わら細工しめ縄飾り	⑤①②⑦	生涯学習課
市民講座「古文書講座」	⑤①③	総合政策課・三重大学・上野商工会議所
同上 「忍者・忍術学講座」	⑤①	総合政策課・三重大学・上野商工会議所
文化財防火デー	⑤③	消防本部・文化財課
文化財ウオーク	⑤①③④	文化財課・府中地区住民自治協議会
オオサンショウウオ観察会	⑤①②	文化財課・生涯学習課
文化財連続講座（仮称）	⑤①②	文化財課・文化都市協会
文化財特別公開	⑤①②④	文化財課・文化都市協会
大山田資料館企画展	⑤①②④	文化財課・大山田郷土の広場

基本方針に基づく主な事業（5）

基本方針⑥ 観光・産業との連携による文化芸術の全国発信		
施策の方向 I. 文化芸術をツールとした地域活性化 II. 都市の文化的な顔づくり		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
伊賀上野・城下町おひなさん	⑥①⑤	観光戦略課・実行委員会
伊賀ぶらり体験博覧会「いがぶら」	⑥①②③	観光戦略課・実行委員会
伊賀上野城下町ホテル事業	⑥④	空き家対策室・NOTE伊賀上野
ライトアップイベント「お城のまわり」	⑥①②④	中心市街地推進課・実施委員会
伊賀上野「灯りの城下町」	⑥①④⑤	商工労働課・中心市街地推進課・実施委員会
日本遺産事業	⑥⑤⑥	観光戦略課・忍びの里伊賀甲賀忍者協議会
レンタルアートプロジェクト[検討]	⑥①②④⑤	文化都市協会・創造者・事業者
子ども作品と地域・事業者との連携事業[検討]	⑥①②③④	文化都市協会・創造者・事業者
基本方針⑦ 文化芸術を通じた社会的課題の取り組み		
施策の方向 I. 社会参加のきっかけづくり II. 協働の場の創造		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
人権を考える市民の集い	⑦①②③	人権政策課・各支所
国際交流フェスタ	⑦①②	市民生活課
子育て世代のアート体験等による交流活動[検討]	⑦①	文化都市協会等
地域防災を考える事業[検討]	⑦①②④	文化都市協会・社会福祉協議会等
いきいき未来いが開催事業	⑦①②	人権政策課・実行委員会
ひゅーまんフェスタ	⑦①②	人権政策課・実行委員会 他

※一覧表の「基本方針」に複数の番号がある場合は、以下の方針を参照してください。

- ① 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出
- ② 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充
- ③ 担い手や後継者を育成し次世代へと繋ぐ
- ④ 施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備
- ⑤ 歴史風土が育む文化芸術の継承と新たな文化芸術創造
- ⑥ 観光・産業との連携による文化芸術の全国発信
- ⑦ 文化芸術を通じた社会的課題への取り組み



資料編：用語の説明

■アウトリーチ（15 ⑤・20 ⑤・34 ⑤・35 ⑤）

「外に手を伸ばす」という意味を持つ。文化芸術においては芸術家や文化団体などが、ふだん文化芸術に触れる機会が少ない人の元に出向き、コンサートやワークショップを行うこと。文化芸術の受け手を増やすとともに、供給する側の創意工夫も高まるとされる。

■アーツカウンシル（19 ⑤）

文化芸術に対する助成に際し、審査や決定および助成事業の評価などを行う第三者機関のこと。国内でも東京都や大阪府など大都市圏を中心に設置されている。伊賀市においても、地域活性化や社会的課題の解決を念頭に置いた施策や事業を進める上で、アーツカウンシルによる取り組みが効果的ではないかと推察される。

■アームズ・レングスの原則（4 ⑤）

利害関係にあるものどうしが適正な距離を保ち、互いに相手を支配したり利用したりしないという関係性を示した用語。文化行政においては、行政が文化芸術やその活動を支援する一方で、表現の自由や独立性が保たれ、それによって文化芸術活動が多様な視点を生み、寛容さや心の豊かさを育む—という考えにつながる。

■インセンティブ（8 ⑤）

外部から与えられる動機や刺激によって、自らが行動を起こすための誘因となる事柄を指す。文化芸術においては、あるイベントに特徴的な事柄があったり、あるいは付加価値が与えられたりすることによって賛同・参加する人が増えるケースなどに使う。

■持続可能な開発目標（SDGs（エスディージェズ））（6 ⑤・13～27 ⑤）

2015（平成27）年に国連サミットで決められた持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」など、2030年までに達成すべき17の目標が掲げられている。

■社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）（12 ⑤・26～28 ⑤・30 ⑤）

社会的に弱い立場の人を含め、一人ひとりを排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り組み、支え合う考え方。国では、文化芸術を「子供・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している」（文化芸術の振興に関する基本的な方針）としており、様々な立場の人々が文化の力によって繋がるような事業の推進が求められる。

■多文化共生（2～4 頁・7 頁・9 頁・15 頁・27 頁・30 頁・33 頁）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。伊賀市は全人口に占める外国人住民の割合が6・26%（2019（令和元）年）と、県内の市で最高の比率となっており、多文化共生の重要度が他市より高い。

■都市ブランディング（9 頁）

例えば、「松尾芭蕉は伊賀で生まれた」「伊賀と言えば忍者」など、都市の個性をブランド化するための用語。都市や地域の特性を活性化や知名度アップに結び付ける戦略として使われることが多い。

■不易流行（2 頁）

松尾芭蕉が確立した蕉風俳諧における理念のひとつ。「不易」はいつまでも変わらない物や事。「流行」は一時的な流行の物事を指し、そのどちらも大切であることを表す言葉として使われる。

■PDCAサイクル（33 頁）

Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）の4段階の工程に繰り返し取り組むことで、業務を継続的に改善する手法。

■プラットフォーム（12 頁）

英語では「舞台」や「台地」などの意味を持つが、政策や施策としては「基盤」などの意味で用いられる。プランでは、社会包摂の実践のために、支援やサービスを必要とする人と提供者をつなぐ場所やその機能を指す言葉として用いる。

■ブラッシュアップ（28 頁）

英語では「磨き上げる」という意味を持つ。すでに取り組んだ能力や成果を磨き上げて、新たなアイデアや手法について検討を加え、さらに良くするという意味で使われる。

■文化的アイデンティティ（3 頁）

アイデンティティは「自己同一性」や「個性」などの言葉に置き換えられることがある、自己の認識に関わる用語。文化的アイデンティティとは、生活習慣をはじめとして言語や認知、行動など固有の文化の中で培われた自己のことを指す。文化的同一性ともいう。

伊賀市文化振興プランに関連する法令等（関係分のみ抜粋）

《文化芸術基本法》2017（平成 29）年 6 月施行

（基本理念）

第 2 条 第 8 項 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

第 10 項 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

《劇場、音楽堂等の活性化に関する法律》2012（平成 24）年 6 月施行

（前文）

現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

《障害者による文化芸術活動の推進に関する法律》2018（平成 30）年 6 月施行

（基本理念）

第 3 条 第 3 項 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

（基本的施策）

第 3 章 第 9 条～第 19 条（項目のみ記載）

第 9 条（文化芸術の鑑賞の機会の拡大）

第 10 条（文化芸術の創造の機会の拡大）

第 11 条（文化芸術の作品等の発表の機会の確保）

第 12 条（芸術上価値が高い作品等の評価等）

第 13 条（権利保護の推進）

第 14 条（芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援）

第 15 条（文化芸術活動を通じた交流の促進）

第 16 条（相談体制の整備等）

第 17 条（人材の育成等）

第 18 条（情報の収集等）

第 19 条（関係者の連携協力）

《国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律》2018（平成30）年6月施行

（基本理念）

第3条 第3項 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにすること。この場合において、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力が得られるようにするとともに、地域の歴史、風土等の特性が生かされるようにすること。

《伊賀市文化振興条例》2019（令和元）年12月制定

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市民や地域、市、事業者、公益文化団体等の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、自由で多様性を認め合う心豊かな市民生活の実現及び市民が将来にわたり誇りの持てる伊賀らしさの創造に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 市民及び市は、次に掲げる事項を文化振興の基本理念として施策の推進に取り組むこととする。

- (1) 年齢、障がいの有無、経済・社会的な状況、居住する地域にかかわらず、誰もが自主的に文化芸術の鑑賞・創造に参加できるよう努めること。
- (2) 各主体が相互に連携・協力して文化芸術の振興に努めることにより、地域の連帯感の醸成とまちづくりを推進すること。
- (3) いにしえから守り継がれてきた文化、歴史を活かし、地域の魅力を高め、郷土愛を育むこと。
- (4) 教育、福祉・医療、観光・産業等、関連する各分野の施策と有機的に連携し、一体的な文化芸術の振興に努めること。

（基本方針）

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、市民と相互に協働及び連携し、文化芸術に関する施策の推進を図るものとする。

- (1) 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出
- (2) 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充
- (3) 次世代へと繋ぐ担い手や後継者の育成
- (4) 施設の整備と有効活用による文化芸術環境の整備
- (5) 歴史と風土が育んだ文化芸術の継承及び新たな文化芸術の創造
- (6) 観光・産業との連携による伊賀市の文化芸術の全国発信
- (7) 文化芸術を通じた多様性を認め合う社会の実現

伊賀市文化振興プラン前期実行計画策定の経緯

年 月 日	内 容
2020（令和2）年 3月6日	第1回文化振興プラン庁内検討会議
5月29日	第1回伊賀市文化振興審議会（諮問）
7月29日	第2回文化振興プラン庁内検討会議 第2回伊賀市文化振興審議会
11月11日	第3回文化振興プラン庁内検討会議
11月27日	第3回伊賀市文化振興審議会
2021（令和3）年 1月19日	市議会議員全員協議会 ○伊賀市文化振興プラン 前期実行計画（中間案）について
1月22日～ 2月22日	伊賀市文化振興プラン中間案パブリックコメント募集 ○意見提出数8人・意見件数29件
3月9日	第4回文化振興プラン庁内検討会議
3月16日	第4回伊賀市文化振興審議会
4月26日	伊賀市文化振興審議会からの答申
5月18日	市議会議員全員協議会 ○伊賀市文化振興プラン 前期実行計画の策定について

伊賀市文化振興審議会委員

区分	委員名	所属等
学識経験者 (第1号委員)	中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
文化関係団体の 代表者(第2号委員)	中村 忠明	公益財団法人伊賀市文化都市協会
	岡島 久司	公益財団法人芭蕉翁顕彰会
	小島 憲二	伊賀市民美術展覧会運営委員会・審査会
専門知識を有する者 (第3号委員)	福田 良彦	伊賀市文化財保護審議会
	安田 聡志	一般社団法人伊賀上野観光協会
	菊野 善久	上野商工会議所
公共的団体等の 代表者(第4号委員)	原 英雄	伊賀市校長会
	櫻本 悦子	幼保小連携推進教諭等
	田邊 寿	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会
市民から公募した者 (第5号委員)	前山 正清	公募委員
その他市長が必要と 認める者(第6号委員)	森 公美	画家

伊賀市文化振興プラン 前期実行計画

発 行 伊賀市

発行年月 2021（令和3）年5月

編 集 伊賀市企画振興部文化交流課

〒518-0873

三重県伊賀市上野丸之内 117 番地 13

TEL 0595-22-9621 FAX 0595-22-9619

E-mail bunka@city.iga.lg.jp

<http://www.city.iga.lg.jp>